

平成30年9月26日

北海道行政書士会会員 各位

北海道行政書士会 業務企画部

外国人サポートセンター長

北村 資暁

外国人サポートセンターについて

日頃より北海道行政書士会（以下「本会」）の業務推進に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、外国人サポートセンター（以下「センター」）では、外国人の急増や今年度に見込まれる大きな制度改正等に対処するため、活動にご協力をいただける会員を登録相談員として継続的に募集しております。要項をご確認の上、是非積極的なご参加をお願いいたします。

ご検討の程よろしくお願い申し上げます。

記

添付書類

1. 外国人サポートセンターの概要と利用方法について
2. 外国人サポートセンター登録相談員登録申請書

以上

平成30年9月26日

外国人サポートセンターの概要と利用方法について

北海道行政書士会 業務企画部

外国人サポートセンター

1 名称

外国人サポートセンター（北海道行政書士会業務企画部内の専門委員会）

2 設立経緯と今後の取り組みについて

当センターは、急速に国際化が進む日本国内において、外国人からの相談を受け付けることの多い自治体、企業、関連団体等が、自分たちが相談できる信頼のおける専門家が組織的に対応する窓口を必要としているという声にお応えするために設立されました。前身となったのは国際業務に総合的に取り組むことができる専門員の育成を目的とした国際業務専門員ワーキンググループです。

当センターの取り組みについて、当面は周知活動に努めて実績を作りつつ、当該業務に対応できる会員の増加、専門知識の醸成等に取り組み、将来的には利用対象者を外国人本人等にも拡大できるよう取組んでまいります。

3 構成員

センター長 1名（業務企画部長と兼務）、運営委員 6名（平成30年9月時点）

4 相談対象者

- ・外国人を雇用したい企業等（行政機関を含む。以下同じ。）
- ・外国人の在留資格にかかる手続きにお困りの企業等
- ・外国人の技能実習生について知りたい企業等
- ・外国人の相談を受けた企業等

※現状、外国人本人、会員、一般市民等からの直接の相談は想定しておりません。

5 想定している相談の内容

- ・外国人の在留手続きに関する一般的な相談
- ・企業等が外国人を雇用する際の入管手続きの一般的な相談
- ・入管法や入管手続きについての質問

- ・外国人技能実習生についての質問
- ・その他行政書士法に定められた範囲での相談

6 利用方法と申込み後の流れ

①利用対象者から北海道行政書士会外国人サポートセンターに電話で相談。

(受付対応は毎週木曜日の午後1時から4時まで)

②受付内容をセンター長に転送。

③センター長は内容を精査・検討し、運営委員と協議の上、登録相談員のリスト（現在作成中）

等から候補者を選定して打診（センターの役割はここまで）。

④対応を受諾した登録相談員から相談者へ連絡して対応。以降、受任の可否も含めて直接やり取りをしていただきます。

7 費用

相談受信以降、登録相談員を決定するところまでは無料。以降は、相談内容に応じて、登録相談員たる行政書士の事務所の報酬規定によります。

8 その他

当面の受付は電話のみです。ファックス番号、メールアドレス、ホームページの設置は将来の課題とさせていただきます。

【相談 窓口】

〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目1番6 北海道行政書士会館

北海道行政書士会 外国人サポートセンター（受付は同事務局）

電話番号 011-221-1221

受付日時 年末年始を除く毎週木曜日（木曜日が祝日の場合は翌週以降にご連絡をお願いします。）

午後1時 ～ 午後4時

外国人サポートセンター登録相談員募集要項

外国人サポートセンターでは、外国人サポートセンター登録相談員（以下「相談員」）を募集いたします。

外国人サポートセンター登録相談員の概要

相談員とは、外国人サポートセンター（以下「センター」）に備える相談員のリスト（以下「リスト」）に登載された北海道行政書士会（以下「本会」）会員をいいます。センターでは外国人に関する相談を受け付け、その内容、対応地域等を考慮してリストに登載された相談員の中から最適な方を選定して相談者を紹介します。相談員は速やかに相談者に連絡を取り、以降は直接やり取りをしていただきます。

募集の概要

以下の要件を満たした会員から相談員の申込みがなされた場合に、センターが内容を検討した上で、リストに登載いたします。

1) 相談員の要件

本会の会員で、外国人に関する業務を現に行っている者。

2) 登載を認めない事由

- ①北海道知事若しくは北海道行政書士会会長より処分を受け、また処分を受けることがなくなってから5年以上経過していない者
- ②北海道行政書士会の会費を滞納している者
- ③行政書士でない、もしくは行政書士でなくなった者
- ④募集時に提出すべき書類を提出しなかった者

上記のいずれかに該当する場合はリスト登載を認めません。なお、登載後に上記事由に該当するようになった場合は登載を削除します。

3) 募集の流れ

- ①相談員になろうとする会員は、必要書類をセンターに提出してください。募集は随時受け付けます。必要書類は「外国人サポートセンター登録相談員申込書」とします。
- ②センターにて書類を審査します。なお、場合によっては追加の提出書類をお願いする場合もございますのでご了承ください。そして要件を満たした者についてはリストに登載したうえでその旨を通知します。
- ③以降、相談に対応できるかどうかセンターより連絡があった場合は、適切に対応をお願いいたします。

以上

外国人サポートセンター登録相談員申込書

北海道行政書士会
会長 宮元 仁 殿

平成 年 月 日

事務所 〒

氏 名 職印

会員番号

私は、外国人サポートセンター登録相談員募集要項の内容を了解した上で、北海道行政書士会業務企画部外国人サポートセンターが募集する登録相談員としての登録を希望するため申し込みます。

事 務 所 名	
電 話 番 号その他連絡先	
支 部 名 (該当箇所をチェック☑)	☐ 札幌支部 ☐ 函館支部 ☐ 小樽支部 ☐ 空知支部 ☐ 旭川支部 ☐ 網走支部 ☐ 室蘭支部 ☐ 苫小牧支部 ☐ 日高支部 ☐ 十勝支部 ☐ 釧路支部 ☐ 根室支部
対 応 可 能 言 語 ※ 1 (該当箇所をチェック☑)	☐ 日本語のみ ☐ 英 語 ☐ 中国語 ☐ 韓国語 ☐ ロシア語 ☐ その他 ()
申 請 取 次 行 政 書 士 としての登録の有無	有 ・ 無 (「有」の場合は登録番号を記載して下さい。) 届出済証明書登録番号 札(行)第 - 号
外 国 人 関 連 業 務 の 実 績 (該当箇所をチェック☑)	(これまでに5件以上行ったことのある業務に☑を記入して下さい。) ☐ A. 在留手続(技術・人文知識・国際業務、技能、介護など) ☐ B. 在留手続(日本人の配偶者等、家族滞在など) ☐ C. 在留手続(特定活動、定住者、高度専門職など) ☐ D. 在留手続(永住許可申請) ☐ E. 在留手続(資格外活動許可申請、再入国許可申請など) ☐ F. 技能実習手続(認定申請、在留手続(技能実習)) ☐ G. 会社設立手続(外国人会社設立、在留手続(経営・管理)) ☐ H. 帰化許可申請 ☐ I. その他 ()

登 録 相 談 員 対 応 希 望 業 務 ※ 2	対応希望業務（上記 A～ I の中から 2 つ選んでください。） () ()
外国人技能実習生の法的保護情報講習の講師の経験 及 び 対 応 の 可 否	外国人技能実習生の法的保護情報講習の講師の経験 有 ・ 無 外国人技能実習生の法的保護情報講習の講師の対応 可 ・ 否
そ の 他 （ P R ・ 実 績 概 要 等 ）	

※ 1 日本語以外の言語の能力を必須としているわけではありません。

※ 2 対応希望業務で選択したもののみが相談の対象となるわけではありませんが、
 希望業務から優先してご連絡する予定であります。

平成30年9月26日

北海道行政書士会 会員各位

北海道行政書士会

業務企画部長 北村資暁

「日行連自動車登録OSSセンター支所」登録・看板設置希望会員の募集について
(案 内)

日頃より業務企画部の業務推進に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さてこの度日本行政書士会連合会より、今年度の日行連自動車登録OSSセンター支所の看板設置希望会員の募集を開始する旨の通知がありました。希望される会員は、下記記載の推薦条件、募集・VOD研修の流れ等をご確認の上、必要書類を期日までに支部長宛に提出お願いいたします。

北海道におけるOSS（自動車保有関係手続きのワンストップサービス）は今年運用が開始されましたが実績についてはまだまだこれからであり、行政書士がその普及に大きく貢献する余地が残されております。できるだけ多くの会員にご参加いただきたくお願い申し上げます。

記

1 推薦条件

別紙①の「日行連自動車登録OSSセンター支所名称使用（支所看板設置）運用基準」第4条各号の通り。

2 募集・VOD研修の流れ

- (1) 希望会員は、別紙①の内容をご了解いただいた上で、中央研修所研修サイトにて公開されているVOD研修「OSS申請業務研修」を視聴の上発行される修了証の写し、別紙②及び別紙③の書類（以下「申請書等」という。）を10月26日（金）までに支部長宛に提出してください。
なお、VOD研修は、各会員が個別に保有されているPC等での受講を原則といたしますが、設備の関係でやむを得ない場合には支部長にご相談ください。
- (2) 支部長には、(1)の申請書等に自動車登録業務及び車庫証明業務に精通している旨の推薦書を添えて、11月1日（木）までに、本会に提出していただきます。
- (3) 本会は、内容を確認の上、11月30日（金）までに、日行連に推薦いたします。

3 その他

- (1) 支所看板は、別紙①の「日行連自動車登録OSSセンター支所名称使用（支所看板設置）運用基準」別記様式の通りです。
- (2) 看板製作費用7,800円（送料込・消費税別）は、会員の自己負担になります。また、看板の作成には1～2ヵ月を要します。

以上

添付資料

- ・別紙①「日行連自動車登録OSSセンター支所名称使用（支所看板設置）運用基準」
- ・別紙②「日行連自動車登録OSSセンター支所登録申請書」
- ・別紙③「日行連自動車登録OSSセンター支所登録会員名簿の公開・非公開に係る依頼書」

連絡先：事務局 渡 辺 秀 樹
TEL : 011-221-1221 FAX : 011-281-4138
E-mail : gyosei@mrd.biglobe.ne.jp

日行連自動車登録 OSS センター支所名称使用

(支所看板設置) 運用基準

(目的)

第1条 この運用基準は、自動車保有関係手続のワンストップサービス申請(以下「OSS」という。)に伴って必要となる証明物等の収受・管理を行うために、日本行政書士会連合会(以下「日行連」という。)が設置する日本行政書士会連合会自動車登録 OSS センターの名称(以下「日行連自動車登録 OSS センター」という。)を、北海道行政書士会(以下「本会」という。)に所属する個人又は法人の会員が同センターの支所として利用するに際して必要な事項を定めることにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便性の向上と負担軽減の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この運用基準で用いる用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- 一 「日行連自動車登録 OSS センター支所」とは、自動車の保有関係手続(登録申請手続及び自動車保管場所証明申請手続)及びこれに伴う証明物等の収受・管理を行うための本会に所属する個人又は法人会員の事務所をいう。
- 二 「証明物等」とは、自動車の保有関係手続等に伴って交付される自動車検査証、自動車番号標、封印等及び自動車保管場所標章等の有体物をいう。
- 三 「登録会員」とは、本会の推薦を受けて日行連自動車登録 OSS センター支所として、支所名称を利用し、定められた支所看板を設置して、自動車の保有関係手続、証明物等の収受・管理業務を行うことができる会員をいう。
- 四 「登録会員名簿」とは、本会の推薦により日行連自動車登録 OSS センター支所として前号の業務を行う者に対して、本会が作成した当該会員の登録番号・氏名・事務所所在地等を記載した書面をいう。

(登録会員名簿の管理)

第3条 本会は、登録会員名簿を保管するとともに、日行連に報告しなければならない。登録会員名簿の更新、記載事項の変更についても同様とする。

2 日行連は、本会より報告を受けた登録会員名簿を管理するものとする。

(登録会員の推薦条件)

第4条 日行連自動車登録 OSS センター支所(以下「支所」という。)の登録会員として、支所及び支所名称の利用、支所名称を冠した支所看板を設置するための推薦条件は、次のとおりとする。

- 一 自動車登録業務及び車庫証明業務に精通していること。
- 二 日行連 VOD による研修を受講していること。
- 三 行政書士法及び関係法令並びに本会会則、規則等に違背していないこと。
- 四 会費等の滞納がないこと。
- 五 依頼者に対する賠償責任を担保できる措置を講じていること。
- 六 速やかに OSS 申請に対応できる措置を講ずること。

(利用制限等)

第5条 本会は、登録会員が次に掲げる事項に該当すると認められる場合には、日行連に報告するとともに、当該会員に書面により通知して、支所の名称使用を停止又は制限し若しくは登録会員名簿から削除することができる。

- 一 支所を設置した個人又は法人会員が廃業又は解散したとき。
- 二 支所の利用又は支所の名称の使用に関し妨害行為又は違法行為が発見され、これにより支所の維持が困難と判断されたとき。
- 三 天災、事変、その他の非常事態が発生し、支所の機能を喪失したとき。
- 四 行政書士法及び関係法令並びに本会会則、規則等に違反又は、日行連又は本会からの指導を遵守しないとき。

(登録会員の遵守事項)

第6条 登録会員は、「日行連自動車登録 OSS センター支所」の名称を利用することに関して、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- 一 本会又は日行連からの指導、管理及び利用状況調査等に協力すること。
- 二 自己の責任において支所又は支所の名称を利用し、支所の利用に伴う個人情報その他の情報を、日行連個人情報保護規則に準拠して管理すること。
- 三 支所名称の改変及び登録会員以外の者への名称利用許諾を行わないこと。
- 四 有償無償にかかわらず、支所名称を記した看板を第三者に貸与又は譲渡しないこと。
- 五 日行連又は日行連の指定する者が示した著作権表示等を削除又は変更しないこと。
- 六 依頼者との間に生じたトラブルは、自己の責任において処理し解決すること。
- 七 登録申請書の内容に変更が生じた場合は、本会を通じて日行連に報告すること。
- 八 名称の利用を中止する場合(廃業又は解散を含む。)は、責任をもって看板を破棄した上で、本会を通じて日行連に報告すること。

(支所看板)

第7条 日行連自動車登録 OSS センター支所の看板は、別記様式に準ずるものとする。

附則

- 1 この運用基準は、平成30年8月9日から適用する。

【別記様式】日行連自動車登録 OSS センター支所看板

材 質：アルミ複合版（厚さ 3mm）

地 色：白又は乳白色

文 字：「日行連自動車登録 OSS センター〇〇支所（〇〇〇〇行政書士事務所）」

文字色：黒色

徽 章：文字列の前に行政書士徽章マーク

サイズ：横 25cm×縦 100cm



- * 支所名は、事務所に最寄りの運輸支局・登録検査事務所の名称を使用する。
（別紙「日行連自動車登録 OSS センター支所名一覧」参照）
- * 支所名には行政書士名簿に登録された事務所名称を併記する。
（事務所名称の登録がない会員は「行政書士（氏名）事務所」を使用）

日行連自動車登録 OSS センター支所登録申請書

平成 年 月 日

日本行政書士会連合会会長 殿

- 一 私（当事務所）は、日行連自動車登録 OSS センター支所として登録し、看板の交付を希望し、所属単位会に申し込みます。
- 二 登録に際して、以下の条件を満たしていることに相違ありません。
- （１） 自動車登録業務及び車庫証明業務に精通しています。
 - （２） 日行連 VOD 等による研修を受講済みです。
 - （３） 行政書士法及び関係法令並びに本会会則、規則等を遵守しています。
 - （４） 会費等の滞納はありません。
 - （５） 依頼者に対する賠償責任を担保できる措置を講じています。
 - （６） 速やかに OSS 申請に対応できる措置を講じます。
- 三 日本行政書士会連合会自動車登録 OSS センターの設置目的を達成するため、登録会員名簿に記載された情報（登録番号・所属単位会・氏名・フリガナ・事務所名称・事務所所在地・事務所電話番号等）や最寄りの運輸支局等を公表することについて、承諾いたします。

所属単位会名

行政書士会

行政書士登録番号

事務所所在地

氏 名

職印

日行連自動車登録 OSS センター支所登録会員名簿 の公開・非公開に係る依頼書

日本行政書士会連合会会長 殿

私（当事務所）は、日本行政書士会連合会自動車登録 OSS センター支所登録会員名簿に掲載されている私の情報について、公開・非公開※とすることを求めます。

※公開もしくは非公開どちらかに○をしてください

平成 年 月 日

行政書士登録番号

氏 名

職印

平成30年9月25日

北海道行政書士会 会員各位

北海道行政書士会

業務企画部長 北村資暁

**平成28年9月会報同封の業務資料
『建設業法一部改正について(平成28年6月1日施行)』の訂正とお詫び**

会員各位におかれましては、日頃より北海道行政書士会の会務運営にご協力頂きまして誠にありがとうございます。

この度、平成28年9月末発行の会報に同封した業務資料『建設業法一部改正について(平成28年6月1日施行)』について、一部誤りが見つかったため、皆様に訂正箇所をお知らせすると共に、お詫び申し上げます。

訂正箇所は P23 (別紙一 工事種類別完成工事高表) の「業種コード 300」・「工事の種類 とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」の、完成工事高・元請完成工事高の数値及びその解説文です。

訂正内容は、下記の通りです。

記

①前審査対象事業年度の完成工事高及び元請完成工事高の箇所共に

(訂正前) 10,000 千円⇒(訂正後) 2,000 千円

②審査対象事業年度の完成工事高及び元請完成工事高の箇所共に

(訂正前) 10,000 千円⇒(訂正後) 3,000 千円

③解説文

(訂正前) 経過措置期間(平成31年5月31日まで)は旧とびの実績(新とび+解体)を必ず記入する。

(訂正後) ★経過措置期間(平成31年5月31日まで)は旧とびの実績(新とび+解体)を必ず記入する。但し、このケースでは、とび土工の実績を土木一式に積み上げているため、解体の実績のみを記入する。

上記内容につき念のため、P23 の訂正前及び訂正後を別紙として添付致しますので、会員の皆様におかれましては、訂正内容をご確認の上、業務にあたって頂きます様宜しくお願い申し上げます。

以上

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

申請者 株式会社北海道建設

ケース3

解体工事の許可：有
解体工事の受審：有
完工高積み上げ：有

項番	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度	審査対象事業年度	計算基準の区分
31	自 26年04月 至 27年03月	自 27年04月 至 28年03月	1 (1.2年平均) 2 (2.3年平均)
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	26年 4月～27年 3月	
	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	年 月～年 月	
業種コード	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)	完成工事高(千円)
32010	88000	88000	97000
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	とび土工 今期 7,000 合計 97,000
土木一式 工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	88,000	今期 7,000 合計 97,000
32011	0	0	0
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	
解体工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	0	
32290	2000	2000	3000
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	解体工事の実績を記入する。
解体 工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	2,000	
33000	10000	10000	10000
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	経過措置期間（平成31年5月31日まで）は旧とびの実績（新とび+解体）を必ず記入する。
とび・土工・コンクリート 解体（経過措置） 工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	10,000	
33 其他	0	0	0
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	合計は業種コード300（経過措置）の金額を入れないことに注意する。
其他 工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	0	
34 合計	90000	90000	100000

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 (2. 無))

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

ケース3

解体工事の許可：有
解体工事の受審：有
完工高積み上げ：有

申請者 株式会社北海道建設

項番	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度	審査対象事業年度	計算基準の区分
31	自 26年04月 至 27年03月	自 27年04月 至 28年03月	1 (1.2年平均) 2 (2.3年平均)
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	26年 4月～27年 3月	
	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	年 月～年 月	

業種コード	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)
32010	88,000	88,000	97,000	97,000
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	とび土工 今期 7,000 合計 97,000	とび土工 今期 7,000 合計 97,000
土木一式 工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 88,000	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 88,000		
32011	0	0		
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
コンクリート構造物工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0		
32290	2,000	2,000	3,000	3,000
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
解体 工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 2,000	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 2,000		
とび又は解体を受審する場合は必ず記入する。				
33000	2,000	2,000	3,000	3,000
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
とび・土工・コンクリート ・解体(経過措置) 工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 2,000	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 2,000		
★経過措置期間(平成31年5月31日まで)は旧とびの実績(新とび+解体)を必ず記入する。但し、このケースでは、とび土工の実績を土木一式に積み上げているため、解体の実績のみを記入する。				
33 その他	0	0	0	0
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
その他 工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0		
34 合計	90,000	90,000	100,000	100,000
合計は業種コード300(経過措置)の金額を入れないことに注意する。				

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 (2. 無))